

2021年6月30日

各 位

会 社 名 マーチャント・バンカーズ株式会社
 代表取締役 兼 CEO 小船 賢一
 (コード3121 東証2部)
 問合せ先 取締役 CFO 兼財務経理部長 高崎 正年
 (TEL 03-5224-4900)

支配株主等に関する事項について

当社のその他の関係会社であるアートポートインベスト株式会社並びにトータルネットワークホールディングスリミテッドについて、支配株主等に関する事項は、下記の通りとなりますので、お知らせいたします。

記

1. 親会社、支配株主（親会社を除く）又はその他の関係会社の商号等

(2021年3月31日)

名 称	属 性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が上場されている金融商品取引所等
		直接所有	合算対象分	計	
アートポートインベスト株式会社	その他の関係会社	31.86	—	31.86	—
トータルネットワーク ホールディングス リミテッド	その他の関係会社	21.46	—	21.46	—

2. 親会社等のうち、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の名称及びその理由

名称	理由
アートポートインベスト株式会社	同社は、当社の議決権を最も多く所有しているため

3. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

アートポートインベスト株式会社は、当社議決権の 31.86%を保有している当社の筆頭株主であり、不動産、株式等への投資等を行っております。

アートポートインベスト株式会社との人的関係につきましては、同社代表取締役 1 名が当社の取締役を兼務しておりますが、これは同社との関係を強固にし、株主的視点による当社経営への支援及び監督等を目的として就任したものであり、また、当社の取締役の半数に至る状況ではないことから、当社独自の経営判断に支障をきたすことはございません。

当社は、同社と緊密な協力関係を保ちながら事業を展開する方針であります。当社の事業活動における制限はなく、また役員は独自の経営判断を妨げるものではないことから、一定の独立性が確保されている状況にあるものと認識しております。

(役員は兼務状況)

(2021年6月30日現在)

役職	氏名	親会社等又はそのグループ企業での役職	就任理由
取締役	西村 豊一	アートポートインベスト株式会社 代表取締役	同社で培われた豊富な経験や専門的な知見を当社の経営に活かして頂くため

トータルネットワークホールディングスリミテッドは、当社議決権の 21.46%を保有している当社第2位の株主であり、中国の有力な投資家や事業家からの出資により設立された投資ファンドであります。

現在、トータルネットワークホールディングスリミテッドから役員は派遣はなく、当社独自の経営判断を妨げる事情はないため、当社経営の独立性が確保されているものと考えております。

4. 支配株主等との取引に関する事項

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	アートポートインベスト株式会社	東京都港区	10,000	不動産業	(被所有)直接 30.4	役員は兼任不動産の賃貸	投資有価証券の購入(注)1	25,000	—	—
							債務被保証(注)2	162,000	—	—

(注) 1 投資有価証券の購入価格の決定については、市場価格等を参考に決定しております。

2 当社は、匿名組合出資契約について債務保証を受けております。また、保証料の支払いは行っておりません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	アートポートインベスト株式会社	東京都港区	10,000	不動産業	(被所有)直接 31.9	役員は兼任不動産の賃貸	不動産の売却(注)1	270,000	—	—
							投資有価証券の購入(注)2	35,100	—	—

(注) 1 販売用不動産を売却したものであります。売却価格は、市場価格等を参考に決定しております。

2 投資有価証券の購入価格の決定については、市場価格等を参考に決定しております。

5. 支配株主等との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社と支配株主等との取引につきましては、一般の取引と同様に適正な条件のもとに行うことを基本方針とし、取締役会等の社内意思決定機関において取引内容及び取引の妥当性について審議のうえ決定し、少数株主に不利益を与えないよう適切に対応いたします。

以 上